

医療的ケア児ケア付き通学支援事業について

医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等を同行させて医療的ケア児の通学支援を行う市町村（政令市・中核市を除く）に対して、通学支援を要する経費を補助する。

<事業内容>

【補助要件】

市町村（教育委員会）が、

- ① 看護師又は喀痰吸引研修修了者の直接雇用 あるいは
- ② 訪問看護ステーションや看護師の配置のある放課後等デイサービス事業者との契約により、各種移動支援サービス※に同行する看護師を確保し、保護者等との連絡調整の上、医療的ケア児に対し、通学（自宅から学校までの間）支援を実施する場合に補助する。

【補助基準額】

30分あたり 5,000円

※ 1日1回、最長60分まで、月4日を上限とする。

【負担割合】

県 1/2 市1/2

